

個人番号を利用した収入状況の確認について

高等学校等就学支援金の認定では、個人番号（マイナンバー）を利用して保護者等の収入状況の確認を行っています。

◇収入状況の提出方法は3通りあります！

①個人番号カードを利用して課税情報等を提出する

→申請する方が自分でe-Shienでマイナポータルと連携し、課税情報等を取得します。

※個人番号カード（写真付き）を持っている方が対象です。

（e-shienでの操作

マニュアルP11「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」を選択。

P12～16の手順を参照して提出してください。）

②個人番号をe-Shienに入力する

→申請する方が自分でe-Shienに個人番号を入力します。

※個人番号カード（写真付き）を持っていない方も申請できます。

個人番号通知カードや個人番号入の住民票で個人番号を確認して入力してください。

（e-shienでの操作

マニュアルP11「個人番号を入力する」を選択。

P17の手順を参照して入力してください。）

③個人番号カードの写し等を、書面で学校に提出する

→「個人番号カード（写）等貼付台紙」に個人番号カードの写し等を貼り付け、学校へ提出してください。

（e-shienでの操作

マニュアルP11「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択。）



書面で提出

PC・スマホから
オンラインで提出

※原則、収入状況の提出は①又は②の方法で行ってください。

システム上の提出が困難であり③を選択された方は、台紙を配付いたしますので、事務室へご連絡ください。

！重要！

提出（入力）する個人番号は、
保護者（親権者全員）のもの です。

- ・生徒本人（本人申請の場合を除く）や親権者以外の分は必要ありません。
- ・親権者の父と母がいる場合は、父と母の両方の個人番号が必要です。
- ・収入がない保護者の方も、個人番号の提出が必要です。

＜よくあるまちがい＞

- ・生徒の個人番号を提出（入力）してしまった
- ・父と母の個人番号を逆に入力してしまった
- ・祖父母や兄弟の個人番号を提出（入力）してしまった
- ・収入がない母を提出（入力）しなかった など

◆保護者がいない場合（生徒本人が成人の場合も含む）は、主たる生計維持者または生徒本人の個人番号を提出します。

生徒本人の個人番号をe-Shienで入力する場合は、本人確認書類の画像添付※を必ず行ってください。

※個人番号カード（写真付き）、個人番号が記載された住民票などを画像で添付

◆実親の再婚相手と養子縁組をしていない場合は、親権者ではないので個人番号の提出は必要ありません。

◆DV・虐待等で親権者の個人番号を提出できない場合は、学校の事務室へ相談してください。